佐賀県告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

令和８年10月27日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

基山町（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更に係る指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び基山町農林課に備え置いて縦覧に供する。）